

公民連携対話窓口「いっしょにやらいや」Q&A

米子市総務部調査課

Q1 これまでのアイデア募集とは、どこが違うのですか。

A1 これまでのアイデア募集と「いっしょにやらいや」の違いは、提案者が市と一緒に事業を実施する（提案者が事業実施者となる）ことが想定されている点です。このため、事業を実施する意思及び能力がない方は、提案することができません。

Q2 提案すれば、必ず事業化されますか。

A2 市は、提案された事業に、公益性（市民のためになる）や公平性（特定の人に利益が偏らない）などを認める場合に事業として採用します。このため、提案すれば必ず事業として採用されるわけではありません。（※次の「対話」を参照のこと。）

Q3 「対話窓口」の「対話」とはどんな意味ですか。

A3 「対話」とは、提案者と市とが、互いに相談・協力しながら事業を創造するプロセスのことです。つまり、公益性、公平性などの観点から、そのままでは採用できないものであっても、提案者と市とが知識・ノウハウを持ち寄り、課題を解決しながら事業化を目指すというものです。

Q4 事業実施者の選定は、公募によるのですか。

A4 「対話」を通じて事業化したものであっても、原則として、改めて公募による事業者選定を行います。この場合、「対話」を通じて貴重な知識・ノウハウなどを提供いただいた提案者には、選定の際にインセンティブ（※）を付与します。

※公募型プロポーザルによる選定の場合は、評点に10%を限度とした加点を予定しています。なお、事業の内容や性質上、インセンティブを付与できないこともあります。

Q5 個人での提案は、できますか。

A5 個人での提案はできません。（ただし、個人事業主は可能です。）

Q6 「特定課題提案」とはなんですか。

A6 「特定課題提案」とは、市があらかじめ特定の事業・課題等を示して具体性のある提案を募集するもので、提案に当初から高い完成度、独創性、実現可能性、コスト的優位性などを求めるものです。

「特定課題提案」では、提案を受けた後、事業者（優先交渉権者）の審査・選定、決定をした上で、事業者との必要な協議を経て提案事業を実施することとなります。